



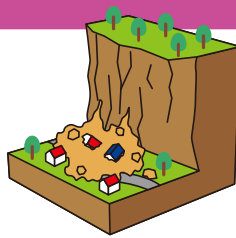
土砂災害に関する情報

土砂災害警戒区域は、土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある場所の地形や地質、土地利用状況などを調査し、その結果に基づき奈良県知事から指定された区域です。異常事態の発生に備えるためにも周囲の危険性をあらかじめ知っておき、正しい知識を持って冷静に行動できるよう日頃から備えましょう。

土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

地面にしみ込んだ雨水などが土の抵抗力を弱め、弱くなった急ながけ地や斜面が突然くずれ落ちる現象です。地震によって起こる事もあります。突発的に起こり、短時間のうちにくずれたり落石があるので、逃げ遅れた場合、死者が出る割合が高くなります。

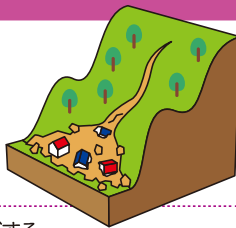


こんな現象に注意

- がけに亀裂がある
- がけから小石がパラパラと落ちてくる
- がけから急に水が湧いてくる

土石流

谷や斜面に溜まった土砂が、大雨による水といっしょになって、一気に流れ出してくるものです。破壊力が大きく、速度も速いので、大きな被害をもたらします。「山津波」とも呼ばれます。



こんな現象に注意

- 山鳴りや、立木がさける音がする
- 川が濁ったり、流木が混じり始める
- 雨が降り続けているにもかかわらず、川の水位が急激に下がる

地すべり

地中の粘土層などすべりやすい面にしみこんだ雨水などの影響で、山腹がゆっくりと動き出す現象です。比較的緩やかな斜面でも起こります。一度に広い範囲が動くため、住宅や道路、耕地などに大きな被害をもたらします。



こんな現象に注意

- 地面にひび割れができています
- 地面の一部が陥没したり、隆起している
- 池や井戸の水が急に減ったり、濁ったりしている

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域」をいい、詳細は下記のとおりです。

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

1. 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
2. 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
3. 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m以内の区域)

土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地すべり ※香芝市では指定はありません。

1. 地すべりしている区域または地すべりするおそれがある区域
2. 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに対応する距離(250mを超える場合は250mの範囲の区域)

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

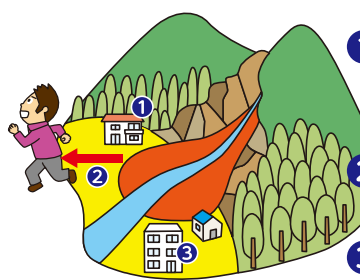
「土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域」をいい、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

最新の指定区域は奈良県のホームページをご確認ください。

避難行動のポイント

土砂災害は突発性が高く、甚大な被害をもたらします。

上記の前兆現象は、経験則として土砂災害発生の前に感じられるものとして知られていますが、特に警戒区域内においては避難の猶予がほとんどないものと考え、「様子がおかしい」と感じたら、ただちに避難行動をとってください。



1 外出にも危険が伴う状況で、やむなく自宅に留まる場合は、2階以上の出来るだけ山側から離れた部屋に移動する。

2 土砂災害警戒区域内、また指定が無くとも「谷の出口」や「がけの下」からは、いち早く退避する。

3 指定避難所までの移動が困難な際は、近隣の堅牢な建物の高層階へ避難する。